

# 協定書（案）の事前協議について（報告）

令和2年2月26日

大都市制度（特別区設置）協議会  
事務局：副首都推進局

## 経過

- |             |   |
|-------------|---|
| 令和元年 12月26日 | ・第31回協議会において「特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性について」決定<br>・会長から協定書（案）の作成及び国との事前協議の開始の指示 |
| 令和2年 1月 6日  | ・総務省あて事前協議を依頼   |
| 2月 5日       | ・総務省から各府省の質問・意見の送付  |
| 2月18日       | ・総務省に各府省への回答の送付   |

## 事前協議の状況

- 協定書（案）に対する修正意見を2件頂いたほか、協定書（案）の記載事項の趣旨確認、事実確認等に関する質問・意見を計31件頂いた。
  - 協定書（案）の修正意見については、指摘を踏まえて修正することとしたい。
- ⇒ **今後も、引き続き協定書（案）について、今年度中を目途に事前協議を行い、適宜その状況を協議会に報告させていただく**

# 各府省からの協定書（案）の修正にわたる意見とそれに対する回答の概要

No	項目	府省	質問・意見の概要	回答の概要
17	本文五 財政調整	総務省	<p>協定書五2. (四)に基づき加算する額については、(三)と同様、「(一)第二段落のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額」であることから、その趣旨を明確にする観点から、以下のとおり修正提案。</p> <p>【協定書案】 (四)特別区財政調整交付金の総額の特例 特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度における特別区財政調整交付金の総額は、(一)の規定にかかわらず、同規定による額に20億円を加算した額とし、大阪府の条例でこれを定める。</p> <p>【修正案】 (四)特別区財政調整交付金の総額の特例 特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度においては、(一)第二段落のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、(三)の規定による額に20億円を加算した額とする。</p>	<p>提案の観点を踏まえ、見直す</p> <p>※書きぶりの修正であり制度案に影響なし</p>
33	別表1-3	環境省	<p>現状大阪市が担っている事務のうち新設する特別区が担うこととする事務として、土壤汚染対策法及び同法施行規則に基づく事務が列挙されているが、以下の事務について、表に追記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第25条5号 (法第4条の土地の形質の変更の届出の例外となる行為に関し、基準に適合するものと認める土地の指定)</li> <li>・施行規則第43条から第46条まで (要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関し、帯水層の位置等の確認)</li> <li>・施行規則第50条 (形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関し、帯水層の位置の確認)</li> <li>・施行規則第59条の2及び第59条の3 (搬入土に関する区域指定後一年ごとの届出)</li> </ul>	<p>指摘を踏まえ、追記</p> <p>※根拠規定の追記であり制度案に影響なし</p>

※このほか、協定書（案）記載事項の趣旨確認、事実確認等の質問・意見あり